「生産性向上特別措置法」に基づく支援について

1. 先端設備等導入計画の概要

「先端設備等導入計画」は、「生産性向上特別措置法」において措置された、中小企業・ 小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。

この計画は、新たに導入する設備が所在する市区町村が国から「導入促進基本計画」 の同意を受けている場合に、中小企業・小規模事業者等が認定を受けることが可能です。 認定を受けた場合は税制支援や金融支援などの支援措置を受けることができます。

2. 導入基本計画について

伊是名村では、平成30年10月23日付けで、国から「導入促進基本計画」の同意 を受けました。

伊是名村の導入基本計画については、別添

3. 生産性向上特別措置法に基づく支援措置を受けるには

生産性向上特別措置法に基づく支援を受けたい事業者は、伊是名村に対して「先端設備等導入計画」を提出し、伊是名村の認定を受けることで、下記の支援を受けることが可能になります。

★税制措置

認定計画に基づき生産性を高めるための設備を取得した場合、一定期間の固定資産税の特例措置(課税標準がゼロに軽減されます。)を受けることができます。

★金融支援

民間金融機関から融資を受ける際、信用保証に関する支援を受けることができます。

★予算支援

認定事業者に対する一部の補助金における優先採択を受ける可能性があります。

※生産性向上特別措置法に基づく本制度の詳細及び「先端設備等導入計画」の作成方法、申請手順、必要書類などに関しては、中小企業庁ホームページよりダウンロードしてご利用ください。

中小企業庁 HP http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html

お問い合わせ先

伊是名村役場 商工観光課 TEL 0980-45-2534

伊是名村商工会 TEL 0980-45-2475